

草加市地域防災計画

＜風水害対策編＞

（第1章 総則）

第1章
総則

第2章
風水害予防計画

第3章
風水害応急対策計画

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針.....	水-1-1
1 計画の目的.....	水-1-1
2 計画の位置づけ.....	水-1-1
3 計画の対象災害.....	水-1-1
4 計画の修正.....	水-1-1
5 計画の習熟.....	水-1-1
6 本計画の基本目標.....	水-1-1
7 計画の用語.....	水-1-2
第2節 計画関係者の責務等.....	水-1-3
1 市民、自主防災組織、避難所運営委員会、事業所の果たす役割.....	水-1-3
2 市、埼玉県、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	水-1-5
第3節 市の防災対策の基本的考え方.....	水-1-6
1 体制の位置づけ.....	水-1-6
2 社会全体で達成すべき目標（達成目標）.....	水-1-6
3 “公助による「業務」”及び“共助「活動」”.....	水-1-6
第4節 草加市の現況.....	水-1-7
1 自然条件.....	水-1-7
2 社会的条件.....	水-1-7
第5節 災害履歴.....	水-1-8
1 風水害履歴.....	水-1-8
2 内水氾濫.....	水-1-9
3 外水氾濫.....	水-1-13
第6節 被害の想定.....	水-1-14
1 内水氾濫想定.....	水-1-14
2 各河川の浸水想定.....	水-1-14

第1章
総則

第2章
風水害予防計画

第3章
風水害応急対策計画

第1章 総 則

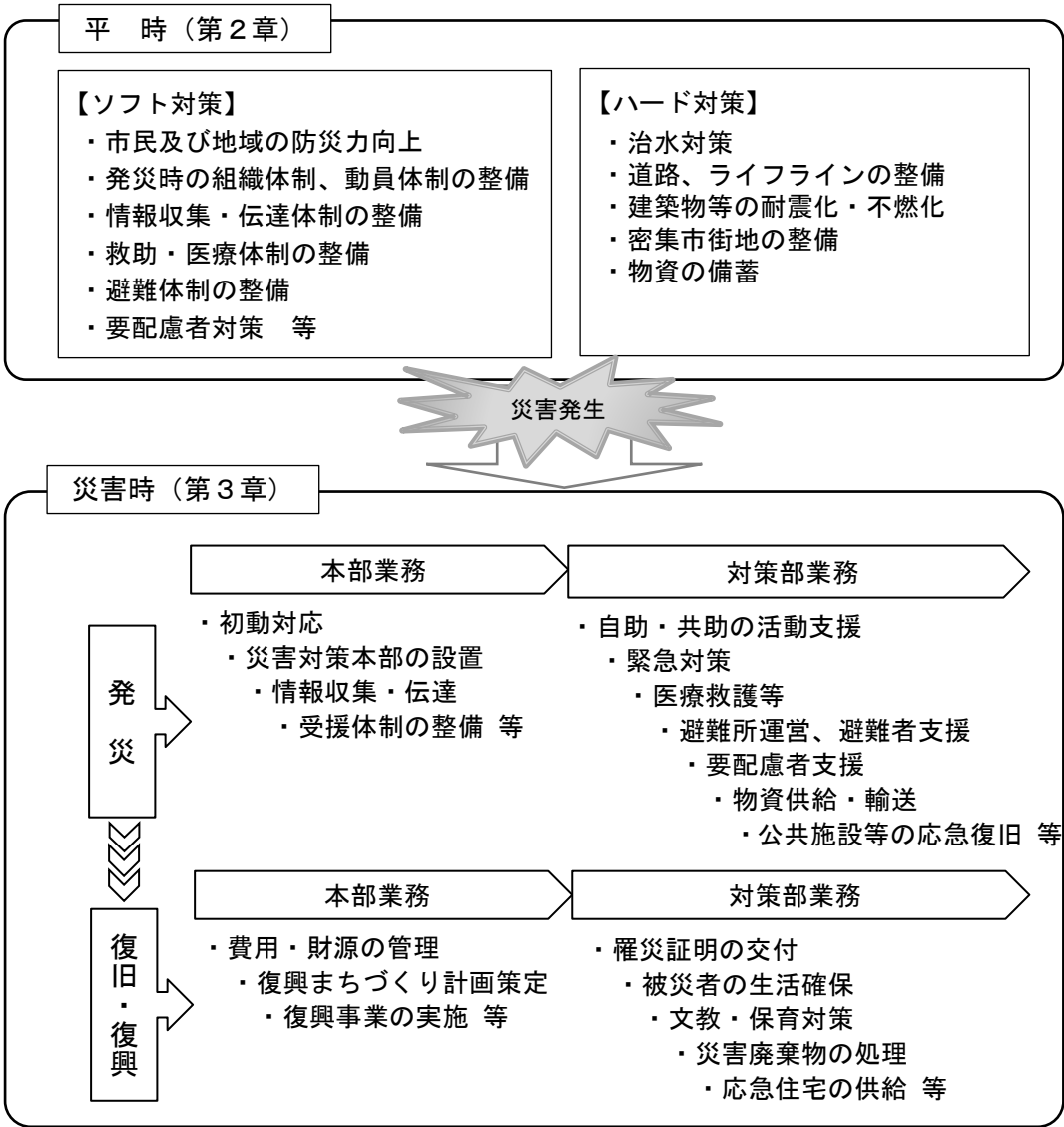
【 風水害対策編の内容について 】

風水害における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興のそれぞれの段階で取り組むべき施策内容は、震災対策とおおむね同様となる箇所も多いことから、風水害対策編では、震災対策編と同様の内容となる各節の詳細については省略し、風水害対策において特有な施策内容の部分のみ記載することとする。

なお、省略した風水害対策編の節については、震災対策編中の表記に関し、「地震災害」を「風水害」等、必要に応じ読み替えることとする。

【 風水害対策の時系列的イメージ 】

第2章 風水害予防計画に掲げた対策と第3章 風水害応急対策計画に掲げた対策のおおむねの流れは次のとおりである。



【 水防計画について 】

水防計画書は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに埼玉県水防計画の定めるところにより、草加市の地域にかかる河川の洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し必要な事項を定める計画である。

市では、この風水害対策編の中に水防計画について記載し、地域防災計画に定める対策と連携・連動させることで水防活動の万全を図るものとする。

なお、水防計画における主な記載事項と本計画における該当箇所は、次のとおりである。

水防計画における記載事項	本計画における該当箇所
第 1 章 水防組織	第 3 章 第 1 節 3 (1) 水防体制
第 2 章 重要水防箇所	資料集 6 資料 1 重要水防箇所
第 3 章 予報及び警報	第 3 章 第 3 節 3 情報収集・伝達体制の整備
第 4 章 水位等の観測、通報及び公表	第 3 章 第 3 節 3 情報収集・伝達体制の整備
第 5 章 気象予報等の情報収集	第 3 章 第 3 節 3 情報収集・伝達体制の整備
第 6 章 排水機場及び調整池	第 2 章 第 2 節 1 水害予防-治水
第 7 章 水門等	資料集 6 資料 2 水門・樋門
第 8 章 通信連絡	第 2 章 第 5 節 2 情報通信施設の整備充実
第 9 章 水防施設及び輸送	第 2 章 第 4 節 2 防災拠点等の整備
第 10 章 水防活動	第 3 章 第 4 節 2 緊急対策
第 11 章 水防信号、水防標識等	資料集 6 資料 3 水防信号、水防標識の考え方
第 12 章 協力及び応援	第 3 章 第 4 節 2 緊急対策
第 13 章 費用負担と公費負担	第 3 章 第 1 節 7 分担業務
第 14 章 水防報告等	資料集 12 資料 8 水防活動報告
第 15 章 水防訓練	第 2 章 第 1 節 2 防災訓練の実施
第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	第 2 章 第 1 節 1 自助による市民の防災力向上
第 17 章 水防協力団体	第 2 章 第 1 節 4 消防団活動の活性化

第1章
総則

第2章
風水害予防計画

第3章
風水害応急対策計画

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、草加市（以下「市」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定めたものである。

市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の協力のもと、風水害による被害を軽減して、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ

草加市地域防災計画は、「防災基本計画」（中央防災会議）、「埼玉県地域防災計画」（埼玉県防災会議）と整合性を有する。

3 計画の対象災害

本計画は、風水害についての対応を図るものとする（地震災害、大規模事故災害に起因するものは除く）。

4 計画の修正

草加市防災会議は、市地域防災計画を作成するとともに、検討を加える必要があると認めるときは、必要に応じて修正を行う。

5 計画の習熟

市及び各防災機関は本計画の趣旨を理解し、常に防災に関する調査研究及び教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、風水害による被害の軽減を目指すものとする。

6 本計画の基本目標

本計画の目標は、次のとおりとする。

- (1) 市民が、市において起こり得る災害状況を正しく理解すること。
- (2) 災害発生時に、被災状況に合わせて適切かつ円滑な応急対応・復旧を行うこと。
- (3) 災害発生前に、社会全体の災害時の都市機能を着実に高め、地域の減災を持続的に進めていくこと。

7 計画の用語

計画の用語は、次に定める。

準用元

震災対策編 第1章 総則

第1節 計画の方針

7 計画の用語

第2節 計画関係者の責務等

1 市民、自主防災組織、避難所運営委員会、事業所の果たす役割

(1) 市民の果たす役割

市民一人ひとりが風水害による被害の軽減及び拡大を防止するために、平時から実施する事項並びに風水害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

平時に実施する事項	○防災に関する学習 ○地域固有の災害特性の理解と認識 ○食料、飲料水、簡易トイレ及びトイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間を目標、1週間分を推奨） ○非常持出品（救急セット、非常用照明、ラジオ及び乾電池等）の準備 ○災害発生時の家族同士の連絡方法の確認 ○近傍の指定緊急避難場所・避難所と避難経路の確認 ○埼玉県や市、地域等が実施する防災訓練への参加・協力 ○近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町会・自治会）への参加 ○ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ○（必要に応じて）感震ブレーカーの設置 ○屋内における退避場所の確保 ○台風、竜巻や突風等の情報取得や身を守る方法の習得 ○家庭や地域での防災総点検の実施
発災時に実施すべき事項	◇正確な情報の把握及び伝達 ◇避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ◇地域又は職域での自主防災活動への参加・協力 ◇必要時における適切な避難の実施 ◇避難先の避難所開設・運営への参画・協力 ◇避難所での助け合いと譲り合い ◇埼玉県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力 ◇正確な情報の把握に努め、風評を広めない

(2) 自主防災組織の果たす役割

自主防災組織が風水害による被害の軽減及び拡大を防止するために、平時から実施する事項と風水害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	○要配慮者¹をはじめとした地域住民のコミュニティの構築 ○日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 ○各種防災訓練の実施 ○防災用資機材の購入・管理等 ○地域の把握（避難場所・避難経路・危険箇所の把握、要配慮者等）
発災時に実施すべき事項	◇被害状況、災害情報の収集・伝達 ◇被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出・救護の実施 ◇集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意） ◇避難行動要支援者の安否確認・救助 ◇要配慮者の保護、安全確保 ◇避難所開設・運営への参画（安否確認、給水、物資の配布等）

(3) 避難所運営委員会の果たす役割

避難所運営委員会が風水害による被害の軽減及び拡大を防止するために、平時から実施する事項と風水害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	○避難所運営に関する知識の普及・啓発 ○避難所運営訓練の実施 ○避難所に備蓄されている防災資機材の取扱方法の習得 ○避難所運営の方法等についての検討
発災時に実施すべき事項	◇避難者主体による避難所の開設・運営体制の構築 ◇避難所の開設及び避難者の受け入れ ◇避難者数の把握及び避難者名簿の作成 ◇被災者（避難者以外の在宅避難者）数の把握及び被災者名簿の作成（各避難所運営委員会において方法を検討） ◇トイレの確保及び運用 ◇けが人、病人及び要配慮者等への対応 ◇広報掲示板等による避難所内外に向けた広報 ◇災害対策本部への状況報告 ◇水や食料等の物資の調達、管理及び配分 ◇その他避難所の運営に必要な事項

¹ 要配慮者：災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることが困難であり、自宅を失うなどの理由で避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする人々をいう。平成25年（2013年）の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」の定義が明確化された。

(4) 事業所の果たす役割

事業所が風水害による被害の軽減及び拡大を防止するために、平時から実施する事項と風水害発生時に実施すべき事項は次のとおりである。

平時に実施する事項	○防火管理者及び防災管理者の育成 ○施設、設備の安全管理 ○防災訓練の実施 ○従業員に対する防災知識の普及・啓発 ○自衛消防隊の結成と事業継続計画（BCP）、維持及び推進 ○地域コミュニティの防災活動への参加・協力 ○防災資機材の備蓄と管理 ○従業員用の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 ○広告、外装材等の落下防止
発災時に実施すべき事項	◇正確な情報の把握及び伝達 ◇出火防止措置、初期消火の実施、防水措置 ◇必要時における従業員、利用者等の避難誘導 ◇応急救助・救護 ◇帰宅困難な従業員等の一時的収容と、家族の安否確認手段の周知 ◇ボランティア活動への支援 ◇重要業務の継続及びそのために必要な措置

2 市、埼玉県、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、埼玉県（以下「県」という。）、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次に定める。

準用元
震災対策編 第1章 総則
第2節 計画関係者の責務等
2 市、埼玉県、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第3節 市の防災対策の基本的考え方

1 体制の位置づけ

本計画の応急対応・復旧体制は、被災者の視点に立ち、時系列ごとの設定した目標を実現するための体制としている。

体制の内容については、次に定める。

準用元

震災対策編 第1章 総則

第3節 市の防災対策の基本的考え方

1 体制の位置づけ

2 社会全体で達成すべき目標（達成目標）

達成目標は、発生後の時系列ごとに想定される被災者ニーズに基づき整理され、時系列に応じた達成目標と達成目標を構成する個別目標を示している。

目標の内容については、次に定める。

準用元

震災対策編 第1章 総則

第3節 市の防災対策の基本的考え方

2 社会全体で達成すべき目標（達成目標）

3 “公助による「業務」”及び“共助「活動」”

市は、指定公共機関及び指定地方行政機関と連携しながら“公助による「業務」”を遂行し、“共助「活動」”は、市民、事業者及び自主防災組織等によって遂行される。

業務・活動の内容等については、次に定める。

準用元

震災対策編 第1章 総則

第3節 市の防災対策の基本的考え方

3 “公助による「業務」”及び“共助「活動」”

第4節 草加市の現況

1 自然条件

草加市の位置と面積、地形、気候は、次に定める。

準用元

震災対策編 第1章 総則
第4節 草加市の現況
1 自然条件

2 社会的条件

草加市の沿革、人口、交通、土地利用現況及び土地利用方針は、次に定める。

準用元

震災対策編 第1章 総則
第4節 草加市の現況
2 社会的条件

第5節 災害履歴

1 風水害履歴

過去に本市に影響を与えた主な風水害を次に示す。

西暦	年月日	事 項
1742	寛保2年8月	利根川、荒川が氾濫し、大洪水に見舞われた。
1766	明和3年6月	利根川水系の堤防決壊により大洪水に見舞われた。
1802	享和2年	権現川が破堤し、水害に見舞われた。柿木、八條破堤。
1846	弘化3年	利根川の堤防が決壊し、草加宿一帯が冠水した。
1872	明治5年	利根川、荒川、綾瀬川が氾濫し被害を受けた。
1890	明治23年	利根川の堤防が切れて大洪水に見舞われた。
1907	明治40年8月12～24日	利根川、荒川、綾瀬川が決壊し、大洪水に見舞われた。
1910	明治43年8月10日	利根川等の河川が氾濫し、大洪水に見舞われた。
1947	昭和22年	カスリーン台風によって県東部が水害に見舞われた。
1948	昭和23年	アイオン台風によって草加他方の一部が水害に見舞われた。
1950	昭和25年	ジェーン台風によって水害に見舞われた。
1966	昭和41年6月28日	台風4号により市内の床上浸水127世帯を記録した。
1977	昭和52年8月19日	連日の降雨により、床下浸水133世帯、床上浸水4世帯の浸水被害に見舞われた。
1977	昭和52年9月19日	台風11号により、床下浸水82世帯の浸水被害に見舞われた。
1979	昭和54年10月19日	台風20号により、綾瀬川、古綾瀬川及び伝右川が氾濫し、床下浸水7,523世帯、床上浸水789世帯の浸水被害に見舞われた。
1981	昭和56年10月22日	台風24号により、床下浸水5,920世帯、床上浸水462世帯の浸水被害に見舞われた（降雨量168mm）「激特採択※」。
1986	昭和61年8月4日	台風10号により、市内最大の被害を記録し、災害救助法を適用した（床上浸水2,132世帯、床下浸水10,531世帯、雨量245.5mm）「激特採択※」。
1991	平成3年9月19日	台風18号で大きな被害を記録し、災害救助法適用した（床上浸水1,683世帯、床下浸水11,168世帯、雨量236.5mm）「激特採択※」。
1993	平成5年8月27日	台風11号で大きな被害に見舞われた（床上浸水652世帯、床下浸水2,910世帯、雨量235.5mm）。
1996	平成8年9月22日	台風17号で大きな被害に見舞われた（床上46世帯、床下913世帯）。
2013	平成25年10月16日	台風26号により、157戸が浸水被害に見舞われた（総雨量231.5mm）。
2017	平成29年10月23日	台風21号により、綾瀬川の谷古宇水位観測所で、氾濫注意水位を超えた。（綾瀬川流域での累加雨量238.8mm）
2019	令和元年10月12日	台風19号により、市内で道路冠水、屋根等の飛散や倒木等の被害に見舞われた。中川、綾瀬川における水位の上昇を受け、一部地域に避難情報を発令。

※激特採択：「河川激甚災害対策特別緊急事業」に採択され、各種対策事業を展開

資料：歴史民俗資料館資料、建設関係年表（建設部）

2 内水氾濫

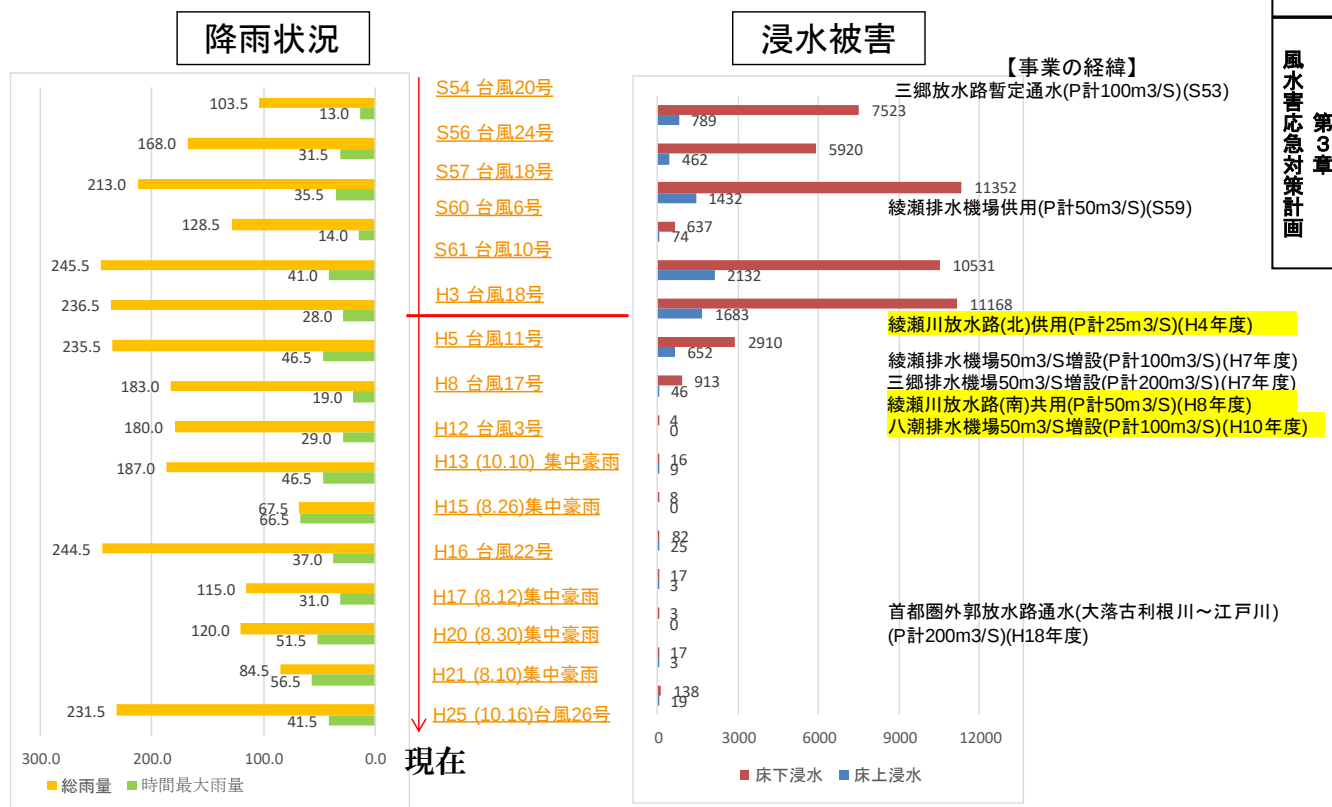
(1) 河川激甚災害対策特別緊急事業とその成果

本市では、昭和50年代に入ると、宅地開発に伴い、遊水の機能を有する水田を多く失ったことと、近隣の各企業が大量の地下水を汲み上げたことなどが原因で地盤沈下が進行し、以前に増して水はけが悪化したため、度々内水氾濫※が発生し、年々その被害は増大した。

こうした被害に対して、昭和54年（1979年）から4回にわたり河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、「激特事業」という。）の指定を受け、各種対策事業が行われた。

特に綾瀬川放水路及び八潮排水機場が完成した平成11年（1999年）以降、次図に示すように、浸水被害は顕著な減少を見せている。

綾瀬川放水路の効果 ～ 最近の浸水被害状況 ～



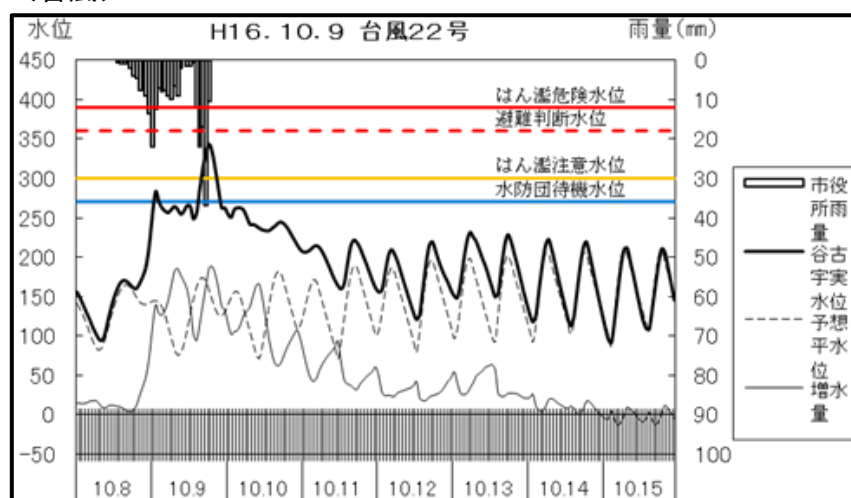
※内水氾濫：市街地等に降った雨が排水路や下水管の雨水処理能力を超えた際や雨で川の水位が上昇して市街地等の水を川に排出することができなくなった際に、市街地等に水が溢れてしまう浸水害のこと。

① 降雨の違いによる水位変化の特徴と内水氾濫

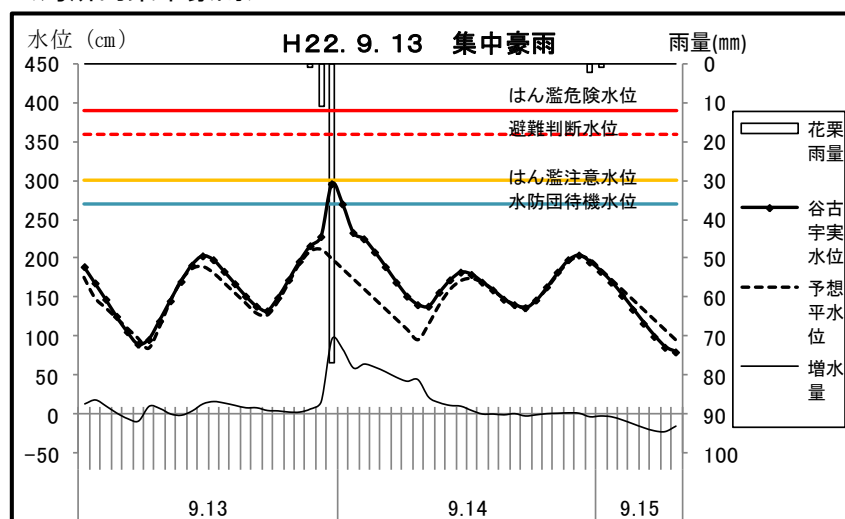
次に示す2つの図は、平成16年(2004年)10月の台風22号及び平成22年(2010年)9月13日の局所的集中豪雨(時間雨量79mmを記録)における谷古宇水位観測所の河川水位の時間的経過を示したものである。激しい雨が局所的に降る集中豪雨(ゲリラ豪雨)では、豪雨が終息後、早い段階で平常水位に戻っている。

一方、降雨が広域にわたる台風では平常水位に戻るまで4日ほど要しており、比較的少ない雨量でも、この間に雨が降った場合、排水の処理能力を超え、内水氾濫の発生する危険が高まる。

<台風>



<局所的集中豪雨>



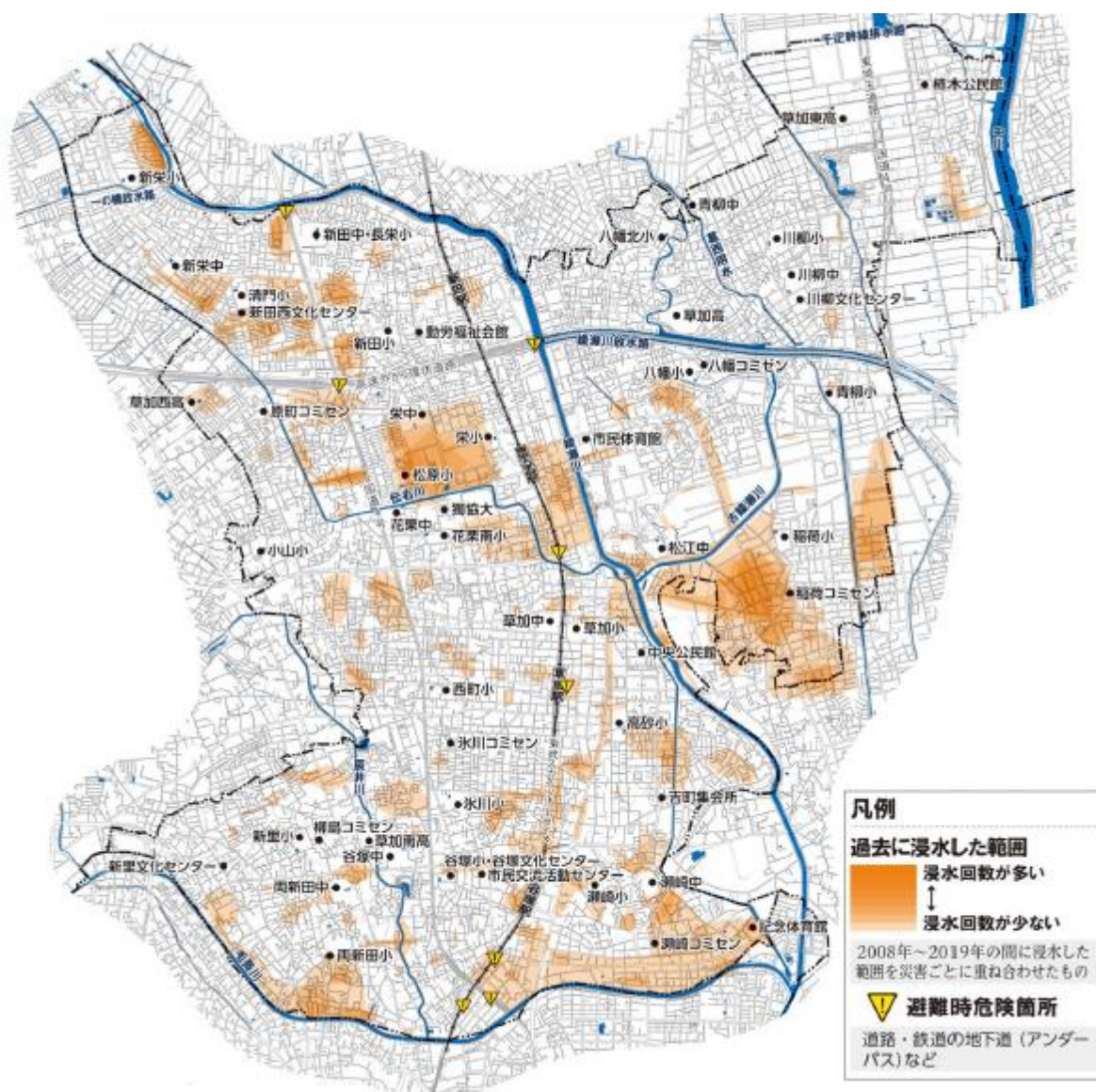
注 1 予想平水位：東京湾（芝浦港）の潮汐の計算値から、推算した平常の谷古宇の水位
2 増水量：谷古宇の実水位から予想平水位を差し引いたもの

② 内水氾濫の履歴

平成20年(2008年)から平成31年(2019年)で、台風等で市内に内水氾濫が発生した箇所は下図のとおりである。近年で被害が大きかった内水氾濫として、平成16年(2004年)10月9日の台風22号で市域の約14%が浸水し、床上25戸、床下82戸の浸水被害が発生している。

また、平成25年(2013年)10月16日の台風26号で、市域の約15%が浸水し、床上2戸、床下144戸の浸水被害が発生している。

内水氾濫の浸水履歴図



資料：草加市ハザードマップ

(2) 近年の浸水被害状況の比較

平成 25 年（2013 年）10 月 16 日の台風 26 号において、市内で最大時間降雨 41.5 mm/時、積算降雨 231.5 mm、谷古宇最大水位 3.59mを観測し、道路の冠水や床上・床下浸水被害等が発生した。

また、令和元年（2019 年）10 月 12 日の台風 19 号では、平成 25 年（2013 年）の台風 26 号とほぼ同規模の台風となり、災害対策本部を設置し、全庁体制で水防活動を行ったものの中川、綾瀬川の水位が上昇したため、柿木町中川通り東側地区と稲荷一丁目地区への避難情報の発令に至った。

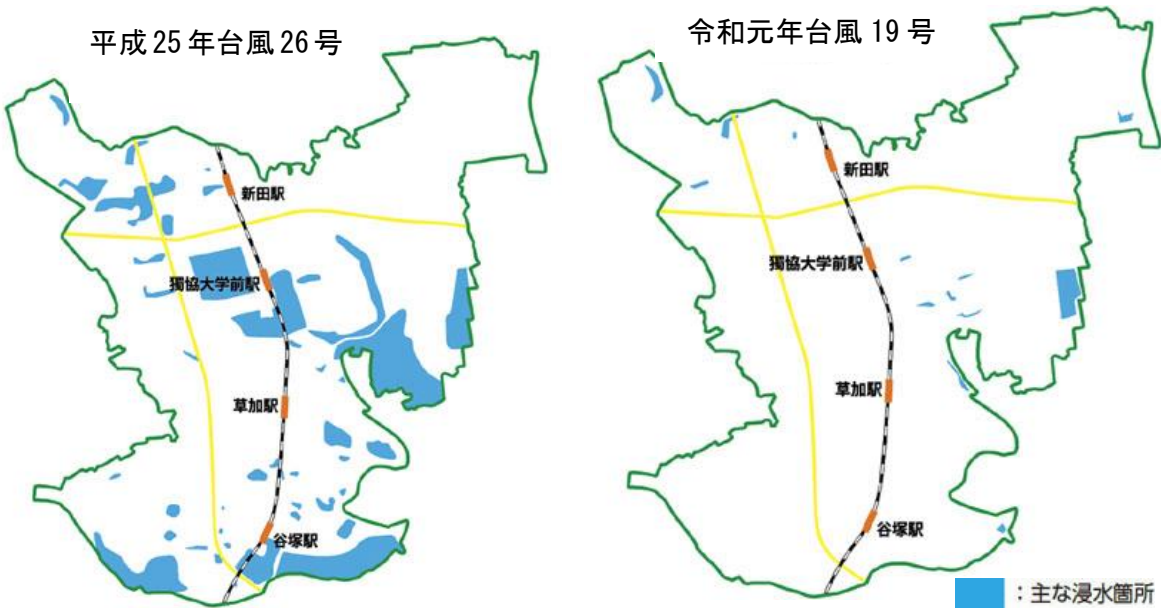
この台風 19 号では、排水機場の新設やポンプの増強等により、同規模の台風 26 号と比較して、浸水被害を大きく抑えることができている。

台風26号、台風19号における浸水状況

項 目	台風 26 号 (H25. 10. 16)	台風 19 号 (R1. 10. 12)
総雨量	231.5 mm	276.5 mm
時間最大雨量	41.5 mm	42.5 mm
谷古宇最高水位（綾瀬川）	A. P +3.59m	A. P +3.61m
通行止め数	57 路線	3 か所
道路冠水箇所	70 か所	14 か所
浸水面積	312.6ha	18.07ha
床上浸水	19 件	0 件
床下浸水	138 件	2 件

※A. P（Arakawa Peil）東京湾霊岸島量水標零位

浸水箇所



3 外水氾濫

(1) 発生間隔

関東における大洪水は、寛保2年(1742年)、天明6年(1786年)、弘化3年(1846年)、明治43年(1910年)及び昭和22年(1947年)のカスリーン台風と、おおむね50年に1回程度の頻度で発生している。

(2) カスリーン台風による浸水被害

- ・昭和22年(1947年)9月、台風により増水した利根川は、16日未明に県の大利根町新川通で約340mに渡って決壊して大洪水となり、氾濫水は中川筋を伝って19日早朝には東京都内に流入し、20日に東京湾に達した。
 - ・草加市域では、濁流が17日に越谷市域まで達すると、中川及び元荒川の水位が上昇し、青柳地区や新田地区から元荒川の水防の応援に向かった。
 - ・19日には八条用水及び葛西用水が氾濫し始めた。19日夕刻から20日未明にかけて、八潮市の八條で中川堤防が幅約300mに渡って決壊した。濁流は西進して青柳地区を経て葛西用水筋を南北に分流したのち、綾瀬川及び古綾瀬川へ流入したが、その間、古綾瀬川東側に大規模な浸水が広がった。
 - ・21日、市は既に土のうを使い果たしていたため、川口、安行、浦和等から協力を得て綾瀬川西岸への土のう積みを実施するとともに、中川の決壊箇所の修堤が敢行され、同日夕刻、止水に成功した。
 - ・なお、本市域の被害は県北・東部と比較して軽微であったため、被害の進行中から他市町村への応援体制が取られており、18日、全域が水没した吉川市から罹災者500人を受け入れる等、救護所を設置して22日まで対応した。
- (以上、「草加市史」から抜粋。ただし、地名等は近現在に置き換えた。)
- ・本水害から読み取れる諸データはおおむね次のとおりである。

利根川破堤後の到達時間	草加近傍まで、約2日 草加浸水まで、約3.7日
中川破堤後の到達時間	草加境界まで約1時間 草加深奥まで約7時間
浸水範囲	浸水は綾瀬川と古綾瀬川で防がれ、浸水面積はおおむね3.6km ² 、現在の市域の14%弱
浸水深	0.5mから2m(右図参照)
浸水継続期間	おおむね1日から3日程度
被害状況	人的損害、氾濫水による家屋の損傷等の被害記録はなし



第6節 被害の想定

1 内水氾濫想定

前節 2(1)② 内水氾濫の履歴（P水-1-11）で示す浸水履歴図を、市の内水氾濫想定とする。

2 各河川の浸水想定

本市近傍及び市内を流れる国及び県管理河川の浸水想定（市域に対する浸水面積比、最大浸水深等）は、次のとおりである。

本市近傍及び市内を流れる河川の浸水面積比、最大浸水深等

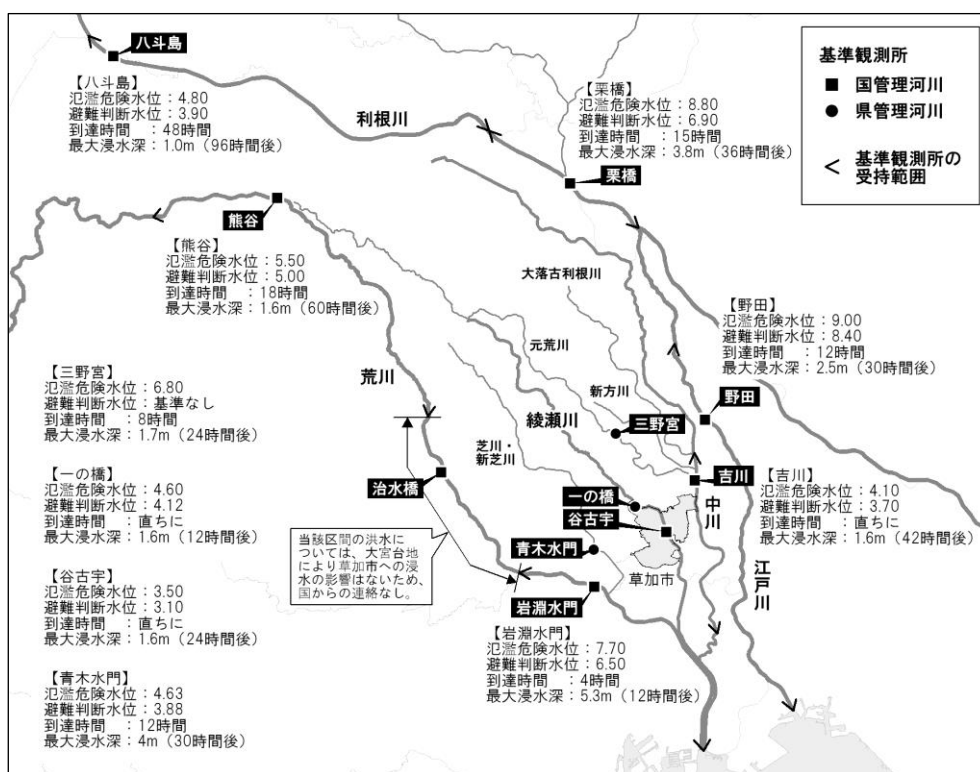
管理	河川名	破堤箇所	市域に対する 浸水面積比（％）	最大浸水深 （m）	浸水到達時間 （時間後）
国管理 河川	利根川	① 八斗島	79	1.0	48
		② 栗橋	100	3.8	15
	江戸川	③ 野田	34	2.5	12
	中川	④ 吉川	18	1.6	直ちに
	綾瀬川	⑤ 谷古宇	71	1.6	直ちに
	荒川	⑥ 熊谷	26	1.6	18
		⑦ 岩淵水門	92	2.4	4
県管理 河川	綾瀬川	⑧ 一の橋	20	1.6	直ちに
	元荒川	⑨ 三野宮	34	1.7	8
	芝川・新芝川	⑩ 青木水門	21	1.4	12

注1）浸水到達時間は破堤箇所によって変動する。

注2）東京湾で高潮が発生した場合、河川を遡上することで市内で浸水が発生する可能性がある。
市では水門等の浸水防止対策を進めている。

注3）家屋倒壊等氾濫想定区域はなし。

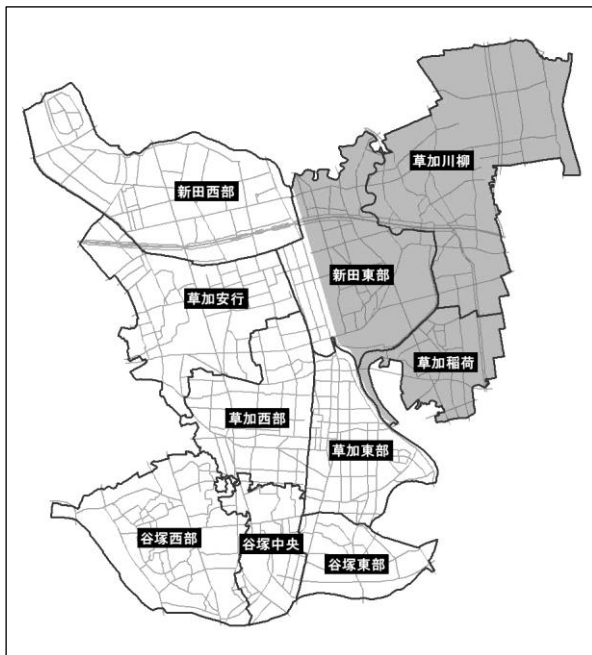
対象河川現況図



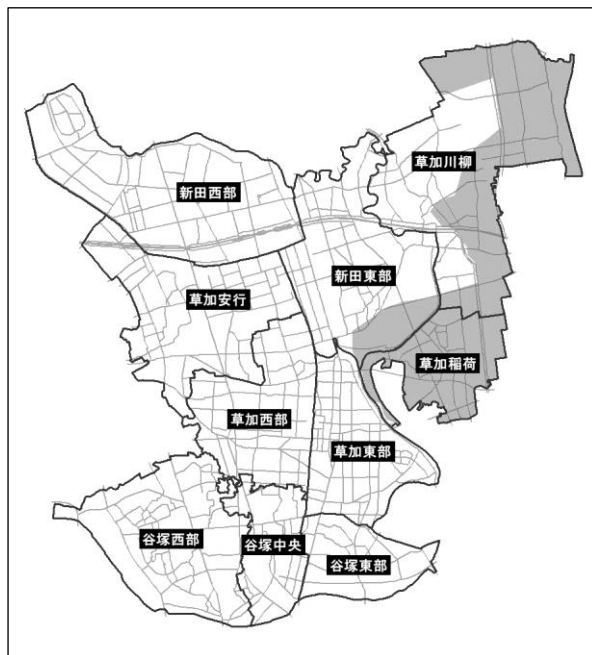
本市近傍及び市内を流れる国及び県管理河川の浸水想定区域図は、次のとおりである。

本市近傍及び市内を流れる各河川の洪水浸水想定区域図

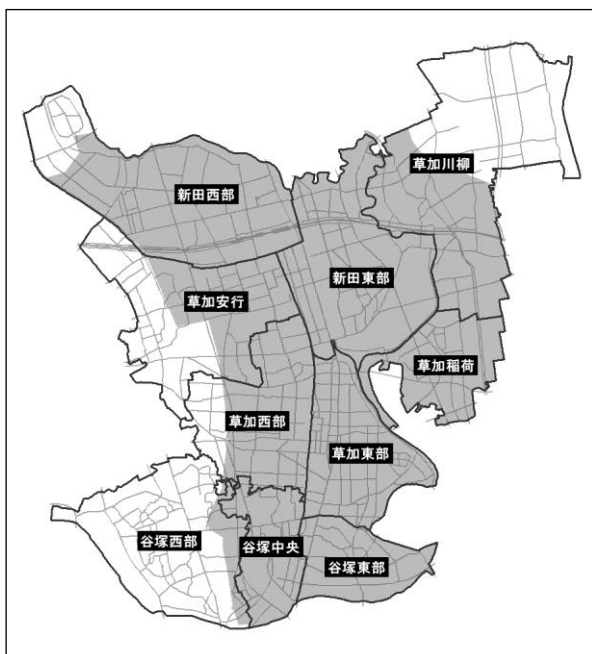




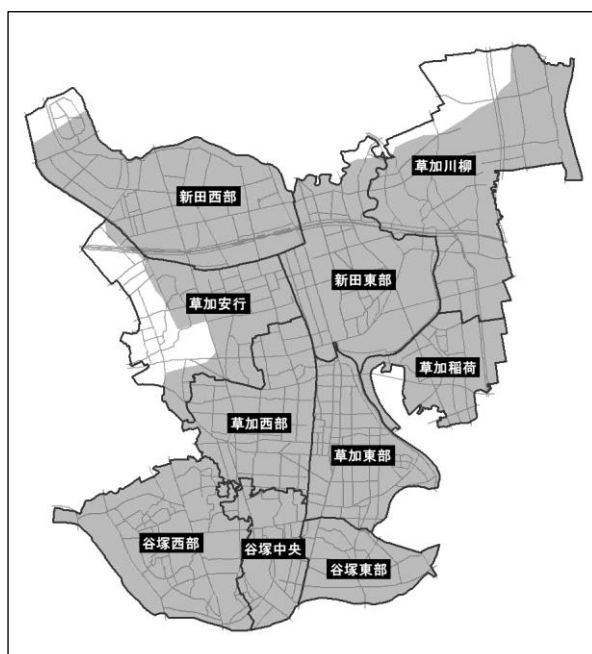
③ 江戸川（野田水位観測所）
破堤点：34.5km 右岸



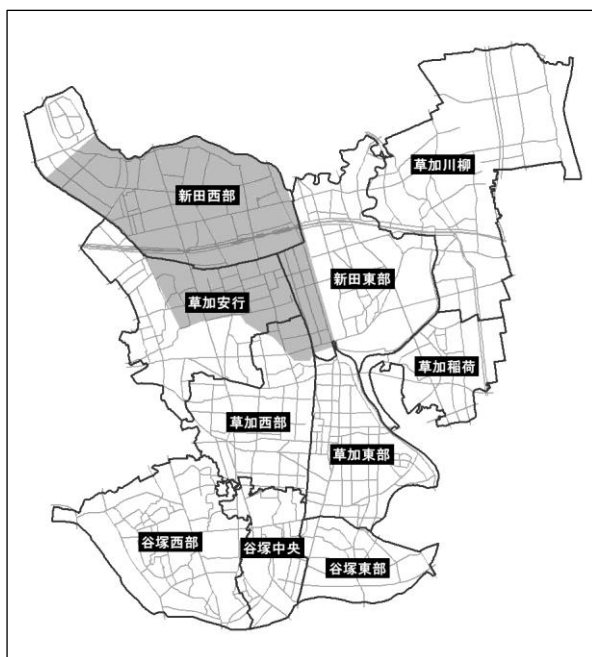
④ 中川（吉川水位観測所）
破堤点：33.0km 右岸



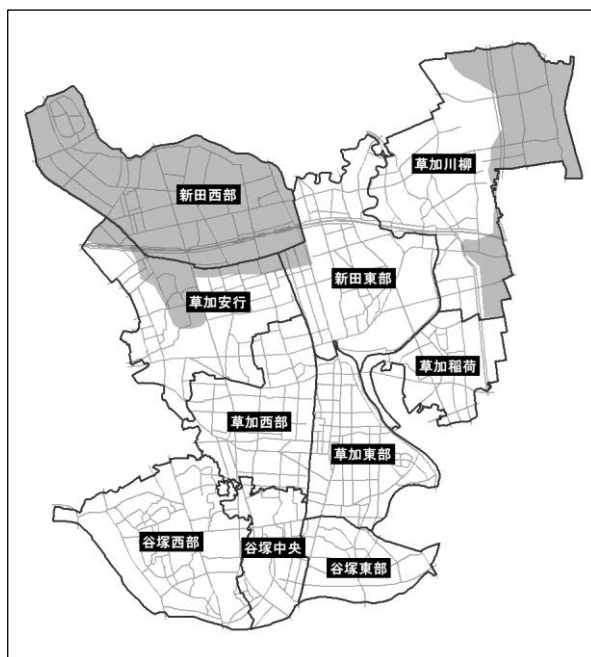
⑤ 綾瀬川（谷古宇水位観測所）
破堤点：14.5km 右岸



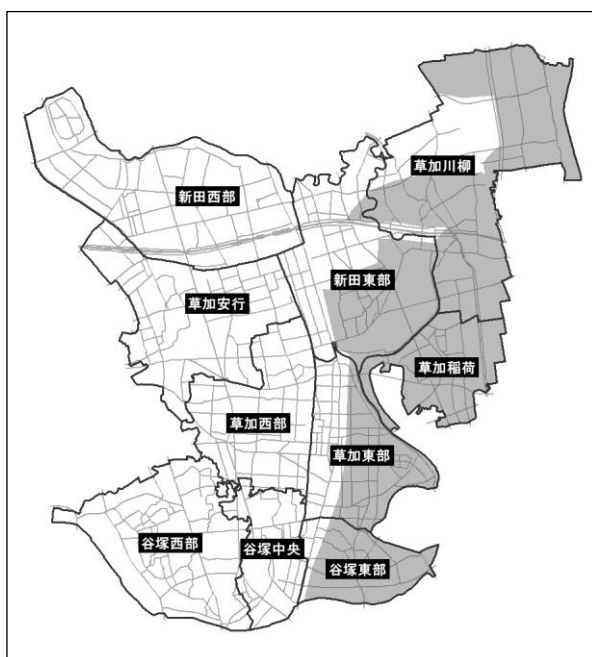
⑥ 荒川（岩淵水門）
破堤点：19.0km 左岸



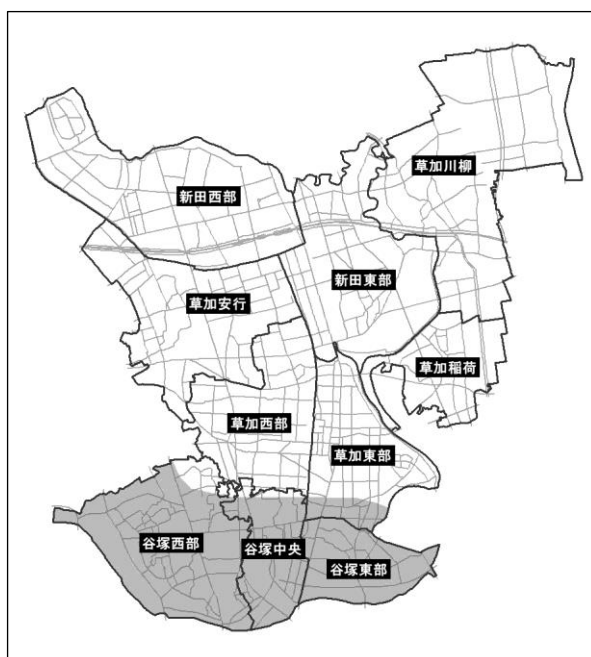
⑦ 綾瀬川（一の橋）
破堤点：18.8km 右岸



⑧ 荒川（熊谷水位観測所）
破堤点：65.2km 左岸



⑨ 元荒川（三野宮水位観測所）



⑩ 芝川・新芝川（青木水門）

国・県からの連絡一覧表

管理	河川名	水位観測所名	所在地	洪水予報河川 ※1	水位周知河川 ※2	ホットライン ※3	エリアメール ※4
国管理河川	利根川	① 八斗島	伊勢崎市八斗島町	○		○	○
		② 栗橋	久喜市栗橋北	○		○	○
	江戸川	③ 野田	野田市中野台	○		○	○
	中川	④ 吉川	吉川市平沼	○		○	○
	綾瀬川	⑤ 谷古宇	草加市栄町	○		○	○
	荒川	⑥ 熊谷	熊谷市榎町	○		○	○
		⑦ 岩淵水門	東京都北区志茂	○		○	○
県管理河川	綾瀬川	⑧ 一の橋	草加市長栄	○		○	
	元荒川	⑨ 三野宮	越谷市三野宮（三野宮橋）		○	○	
	芝川・新芝川	⑩ 青木水門	川口市辻	○		○	

※1 国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川

※2 洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、県知事が指定した河川

※3 河川事務所長は、水位上昇の見込みや河川の状況をホットラインにより市長に説明

※4 河川事務所は、国が管理する洪水予報河川の氾濫するおそれがある場合などにエリアメールを配信

洪水予報河川、水位周知河川において発表される水位情報

区 分	発表情報			
洪水予報河川	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	氾濫発生情報 (氾濫発生)
水位周知河川	—	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	—	—
エリアメール			○（配信）	○（配信）

また、各水位観測所の受持区間は、次のとおりである。

各水位観測所の受持区間

管理	河川名	基準観測所		受持区間
		観測所名	所在地	
国管理河川	利根川	① 八斗島	群馬県伊勢崎市	左岸：群馬県伊勢崎市から群馬県板倉町まで 右岸：群馬県玉村町から埼玉県羽生市まで
		② 栗橋	埼玉県久喜市	左岸：群馬県板倉町から茨城県境町まで 右岸：埼玉県羽生市から江戸川分岐点まで
	江戸川	③ 野田	千葉県野田市	左岸：千葉県野田市から海（旧川を除く）まで 右岸：埼玉県松伏町から海（旧川を除く）まで
	中川	④ 吉川	埼玉県吉川市	左岸：埼玉県松伏町から東京都葛飾区まで 右岸：埼玉県松伏町から東京都葛飾区まで
	綾瀬川	⑤ 谷古宇	埼玉県草加市	左岸：埼玉県越谷市から東京都足立区まで 右岸：埼玉県草加市から東京都足立区まで
	荒川	⑥ 熊谷	埼玉県熊谷市	左岸：埼玉県深谷市から埼玉県上尾市まで 右岸：埼玉県寄居町から埼玉県川越市まで
		⑦ 岩淵水門	東京都北区	左岸：埼玉県戸田市から海まで 右岸：東京都板橋区から海まで
県管理河川	綾瀬川	⑧ 一の橋	埼玉県草加市	左岸：埼玉県さいたま市から埼玉県越谷市まで 右岸：埼玉県川口市から埼玉県草加市まで
	元荒川	⑨ 三野宮	埼玉県越谷市	左岸：埼玉県越谷市から中川合流点まで 右岸：埼玉県越谷市から中川合流点まで
	芝川・新芝川	⑩ 青木水門	埼玉県川口市	左岸：埼玉県さいたま市から荒川合流点まで 右岸：埼玉県さいたま市から荒川合流点まで